



## ご存知ですか？がん治療の実態

～がん経験者によるアンケート結果～



がんの治療方法は時代と共に変化していますので、がんに罹患された方に対して実態調査をいたしました。

### 【調査概要】

- 調査期間: 2020年8月5日～8月25日
- 実施方法: 認定NPO法人キャンサーネットジャパンによるインターネットでの調査
- 調査対象: がん罹患したことがある方
- 回答者数: 335名

『健康をサポートする医療保険 健康のお守り<医療保険(MI-01)B型>』では、入院・手術の一生涯保障に加え、オプションによりがん治療に備えることもできます。

### 医療用新がん診断給付特約 (がん診断給付金)

がん(上皮内がん含む)と医師により診断確定された場合、がん診断給付金を受け取れます。再発や転移など2回目以降の診断確定でも同額を受け取れます。

### 回数無制限(1年に1回限度)

- ・初めてがんと医師により診断確定されたとき
- ・前回のがん診断給付金のお支払事由該当日から起算して1年を経過した後新たにがん(再発・転移を含む)と医師により診断確定されたとき

本特約の保障の開始は、主契約の責任開始日からその日を含めて91日目となります。

### 医療用抗がん剤治療給付特約 (抗がん剤治療給付金) (自由診療抗がん剤治療給付金)

右記の抗がん剤治療を受けた場合、お支払事由に該当する月ごとに抗がん剤治療給付金または自由診療抗がん剤治療給付金を受け取れます。

### 抗がん剤治療給付金(通算無制限)

公的医療保険制度の対象となる抗がん剤による治療を受けたとき

### 自由診療抗がん剤治療給付金(通算12か月限度)

つぎのいずれかの抗がん剤による治療を受けたとき

(抗がん剤治療給付金のお支払対象となる抗がん剤治療を除きます。)

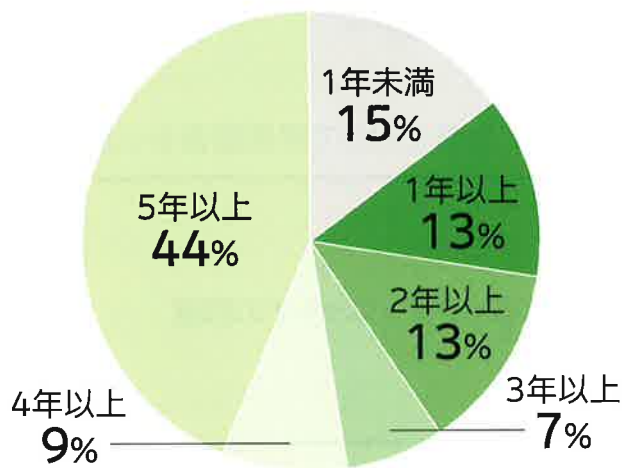
- ①先進医療<sup>※1</sup>による抗がん剤治療
- ②患者申出療養<sup>※1</sup>による抗がん剤治療
- ③がんを適応症として厚生労働大臣に承認されている抗がん剤による治療
- ④欧米で承認された抗がん剤による治療

※1 先進医療・患者申出療養とは、厚生労働大臣が定める施設基準および医療技術または個別に認める医療技術に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、そのため、対象となる施設基準・医療技術は変動します。

本特約の保障の開始は、主契約の責任開始日からその日を含めて91日目となります。

# がんの治療期間と入院の実態

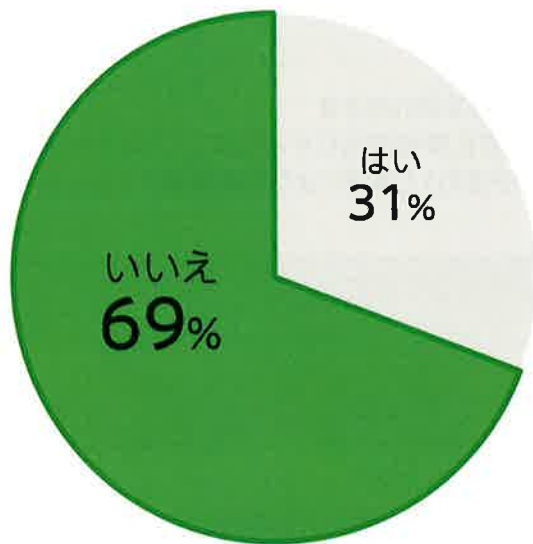
## 回答者のがんの治療期間は？



- 今回のアンケート回答者の中で85%以上の方は1年以上の継続治療です。

回答者:335名

## がんと診断され、1年経過後以降に再入院しましたか？



- **約7割**の方が、がんと診断された後、再度入院をせずに外来治療を受けていると考えられます。

回答者:287名

※端数処理の関係で数値が100%とならないことがあります。

## 医療用新がん診断給付特約なら

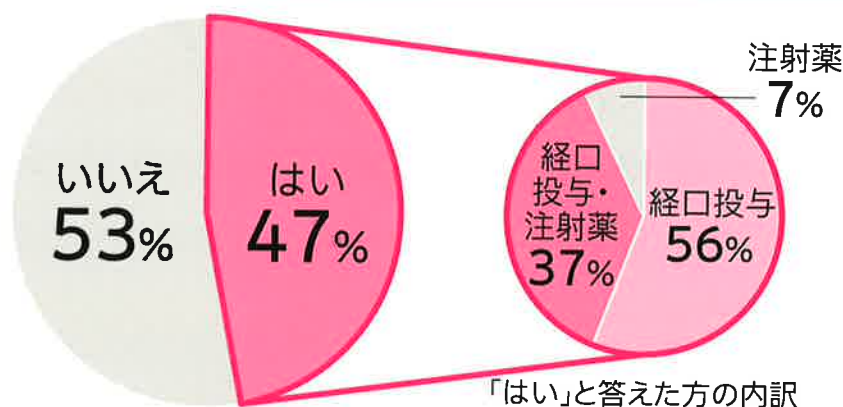
がんと医師により診断確定されたとき以外にも  
がんの継続治療(入院・**外来治療**)についても保障の対象となります。  
1年に1回を限度に回数無制限で給付金の支払いが可能です。

※お支払の詳細な条件は最終ページの事例をご覧ください。

# 抗がん剤とホルモン療法の実態

- 抗がん剤治療を受けた方は58%です。  
そのうち1か月以内に1回の通院頻度の方は92%です。 回答者:319名

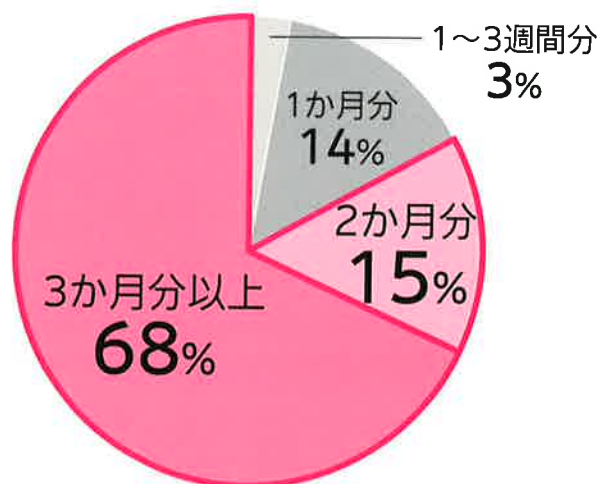
## ホルモン療法を受けたことがありますか？



- ホルモン療法を受けた方のうち、経口投与をしたことがある方は93%です。

回答者:319名

## ホルモン療法の経口投与の際、最長何か月分処方されましたか？



- 約8割の方が、  
ホルモン療法の経口投与を  
1度の通院で  
2~3か月分まとめて処方  
されています。

回答者:136名

※端数処理の関係で数値が100%とならないことがあります。

## 医療用抗がん剤治療給付特約なら

処方せんによる投薬期間が複数月分の場合、  
お支払事由に該当する月ごとに給付金をお支払いします。

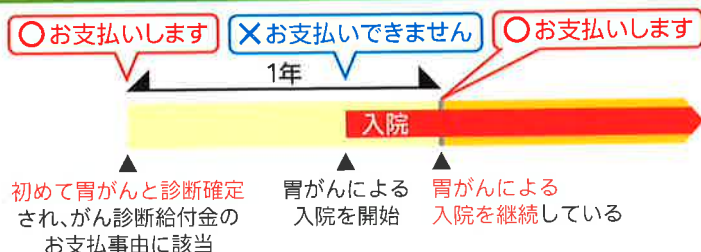
※お支払の詳細な条件は最終ページの事例をご覧ください。

# 医療用新がん診断給付特約・医療用抗がん剤治療給付特約のお受取りについて

医療用新がん診断給付特約は、がんと医師により診断確定されたとき以外にもがんの継続治療(入院・外来治療)についても保障の対象となります。

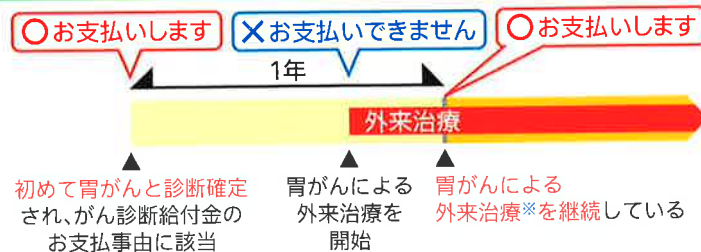
## 事例1

初めて胃がんと診断確定され、がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年以内に、入院を開始  
その後がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後も、胃がんによる入院を継続している場合



## 事例2

初めて胃がんと診断確定され、がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年以内に、外来治療を開始  
その後がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後も、胃がんによる外来治療\*を継続している場合



※医療用新がん診断給付特約の場合は、①手術療法②放射線療法③化学療法④疼痛緩和療法のいずれかの治療が引き続き必要と認められる場合に限ります。

医療用抗がん剤治療給付特約は、以下の事例も保障の対象となります。

## 事例1

がんの治療(再発予防を含みます)を目的とした抗がん剤治療がお支払いの対象となります。  
抗がん剤治療には、経口内服による投与の抗がん剤・ホルモン療法による治療も対象となります。

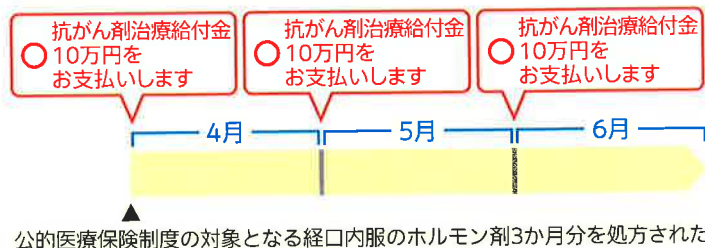
ホルモン療法などの抗がん剤治療の経口内服による投与で、処方せんによる投薬期間が複数月分の場合、お支払事由に該当する月ごとに給付金をお支払いします。

●給付金をご請求した月の翌月以降にも、抗がん剤が処方されている場合は、該当する月に生存されている必要があります。

【例】基準給付月額10万円の場合

## 事例2

乳がんの治療のため、公的医療保険制度の対象となる経口内服のホルモン剤3か月分を4月に1度に処方された場合



お支払対象の給付金額の合計は最大30万円(3か月分)となります。

- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- 法人で加入をご検討される場合、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

このご案内は、商品の概要を説明したものです。詳細につきましては「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。



SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル  
〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

〒310-0836

茨城県水戸市元吉田町 2238-1

株式会社 おおぞら保険

TEL 029-297-7188

FAX 029-297-6676

